## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２１年（フ）第８２号**
山口県萩市大字下小川739番地
債務者　野稲　育江
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第５０２号**
北海道北斗市中野通１丁目５番11号
債務者　長峯　弘光
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第１２９号**
北海道茅部郡鹿部町字大岩110番地２
債務者　山田　文昭
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第１３１号**
函館市高丘町20番２号
債務者　竹本　朱美
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第６３号**
山口県宇部市大字西岐波1691番地２、前住所山口県宇部市大字東岐波3921番地７
債務者　上田真理子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２２年（フ）第８号**
香川県観音寺市室本町718番地１、旧住所香川県観音寺市古川町586番地１
債務者　行天　克好
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２２年（フ）第８９号**
静岡県田方郡函南町仁田191番地
債務者　土屋　春美
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第２０９４号**
京都市右京区太秦藤ケ森町１番地47
破産者　畑　　道夫
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第８３９７号**
大阪市西区北堀江２丁目12番18号　グレース畑中602
破産者　東川　善仁
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続終結

**平成２１年（フ）第９号**
石川県七尾市山王町ツ部40番地ノ１
破産者　株式会社丸仁組
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所七尾支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２０年（フ）第８１号**
石川県七尾市池崎町１号６番地１、破産手続開始決定時の住所石川県七尾市池崎町１号６番地１
破産者　深草　和明
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２０年（フ）第８２号**
石川県七尾市池崎町１号６番地１
破産者　深草　絹子
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

**平成１９年（フ）第６３号**
山口県山陽小野田市大字埴生227番地の16、前住所山口県山陽小野田市大字津布田2177番地
破産者　田中　善治
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

**平成２０年（フ）第７６６号**
宮崎市大字島之内7486番地１　セジュール友201号
破産者　桃園ひとみ（旧姓瀬野）
1　決定年月日　平成22年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２１年（フ）第７６３号**
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６　エバーグリーンポートアイランド５号棟908号
破産者　藤田　憲人
1　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
2　一般調査期日　平成22年６月17日午前11時
平成22年４月２日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第７７号**
香川県観音寺市豊浜町姫浜764番地１
破産者　壷井　勝利
1　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
2　一般調査期日　平成22年６月９日午前10時20分
平成22年４月５日
高松地方裁判所観音寺支部

## 債権者集会招集

**平成２０年（フ）第１２０１号**
兵庫県西宮市中島町９番20号
破産者　見永物産株式会社
1　期日　平成22年６月３日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年４月５日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係